

第5次広尾町行政改革大綱（後期）

【令和3年度～令和6年度】

広 尾 町

令和3年9月

目

次

I	行政改革の取組経過と必要性	1
II	第5次行政改革の基本方針及び基本視点	2
III	行政改革大綱の計画期間と見直し	2
IV	行政改革の視点別施策の展開	3
1	効率的な行政運営体制の推進	3
(1)	組織・機構の見直し	3
(2)	行政情報の適切な運用管理	3
(3)	適正な定員管理と給与の適正化	3
(4)	職員の能力向上	4
2	持続可能な財政構造の実現	4
(1)	健全な財政運営の推進	5
(2)	町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理	5
3	行政需要に柔軟に対応する行政の推進	6
(1)	事務事業の見直し	6
(2)	受益と負担の適正化	6
(3)	民間活力を生かした事務事業の見直し	7
4	協働と連携による行政の推進	7
(1)	町民参画と協働の推進	7
(2)	町民目線に立ったサービスの提供	8
(3)	地域との連携強化	8
※	第5次行政改革取組の全体像（後期）	9
	行政改革推進計画（個表）	11～53

第 5 次 行 政 改 革 大 綱（後期）

Ⅰ．行政改革の取組経過と必要性

今日の地方自治体には、人口減少、少子高齢化、高度情報化社会への対応などのさまざまな課題に加え、地方創生、一億総活躍社会などの国の大きな政策展開や、定住自立圏構想に基づく新たな広域連携への対応など、社会経済情勢の変化に的確に対応できる行政システムの構築が求められています。

広尾町では、昭和 61 年の「行政改革大綱」の策定から「第 4 次行政改革大綱」に至るまで、その時々々の社会情勢の変化に対応し、簡素で効率的な行財政運営を実現するため、事務事業の見直しや時代に即した組織・機構の構築など、知恵と工夫と行動による大胆な行政改革に取り組んできました。

しかし、地方財政をとりまく環境は依然として厳しく、「第 6 次まちづくり推進総合計画」に掲げる将来像や施策目標を達成するためには、必要な財源を確保するとともに、職員の意識改革と能力向上、迅速な意思決定、限られた経営資源の有効活用など、より一層の行政改革に取り組んでいかなければなりません。

「自主・自立のまちづくり」を選択した広尾町が、自らの責任で諸課題に柔軟に対応し、将来にわたり豊かで安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、これまで継続してきた行政改革の反省をふまえ、町民本位の行政運営と持続可能な財政基盤の確立を目指して、ここに「第 5 次行政改革大綱（後期）」を取り組みます。

II. 第5次行政改革の基本方針及び基本視点

本町のまちづくりの指針となる「広尾町まちづくり推進総合計画」を推進するにあたっては、それを支える行財政運営の効率性を高めていくことが重要です。

第5次行政改革大綱では、第4次行政改革から引き継いだ「効率的な行財政運営の執行」を基本方針に掲げ、以下の4つの基本視点を柱として、町民の声を反映した行政運営を目指します。

- ・基本方針：効率的な行財政運営の執行
- ・基本視点：
 1. 効率的な行政運営体制の推進
 2. 持続可能な財政構造の実現
 3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進
 4. 協働と連携による行政の推進

Ⅲ. 行政改革大綱の計画期間と見直し

行政改革大綱は、本町の行政運営体制と財政基盤を確立し、まちづくり推進総合計画の着実な実施を下支えする、非常に重要な役割を担っています。

本大綱の計画期間は平成30年度から令和6年度までの7か年とし、第5次まちづくり推進総合計画の最終年度である令和2年度までの3年間を前期推進期間、令和3年度から令和6年度までの4年間を後期推進期間とします。第6次まちづくり推進総合計画との整合性を図るため、後期推進期間における具体的取組事項について、見直しを行うこととします。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ・ 行政改革大綱の計画期間 | 平成 3 0 年度から令和 6 年度まで |
| ・ 具体的取組の推進期間 | (前期) 平成 3 0 年度から令和 2 年度まで |
| | (後期) 令和 3 年度から令和 6 年度まで |

IV. 行政改革の視点別施策の展開

1. 効率的な行政運営体制の推進

新たな行政課題や多様な町民ニーズに対応し、限られた人材と財源を有効に活用して最大の効果を上げるため、簡素で効率的な行政運営と町民サービス向上の観点から、組織・機構を総点検するとともに、新たな発想と行動力を持つ職員を育成します。

(1) 組織・機構の見直し

人口減少、少子高齢化を背景とする社会・経済情勢の変化や、新たな行政ニーズに対応した施策を総合的かつ効果的に展開できるよう、簡素で効率的な、町民にわかりやすい組織・機構へ見直しを図ります。

また、迅速な事務の執行を図るための事務決裁・財務決裁規程の見直しや、選挙投票区の見直し等について検討します。

[具体的取組事項]

- ① 時代に対応した効率的な組織機構の構築
- ② 年末年始休日の見直し
- ③ 事務決裁・財務決裁規程等の見直し
- ④ 選挙投票所等の見直し

(2) 行政情報の適切な運用管理

行政のさまざまな分野における情報化とネットワークの活用により、事務事業の省力化・迅速化を推進し、町民に対する行政サービスの向上を図るとともに、電子化された情報のセキュリティ確保に留意し、費用対効果を意識した効率的な行政運営を目指します。

[具体的取組事項]

- ① 個人情報保護とセキュリティ対応の強化
- ② 時代に即応した庁内情報システムの構築

(3) 適正な定員管理と給与の適正化

町民ニーズの高度化・多様化や、地方分権の進展による権限移譲などにより、

行政需要の増加が予想されます。行政サービスの低下や事務の停滞をまねかないよう長期的な視点に立ち、最小の職員数で最大の効果を発揮するため、女性職員や若手職員の管理職への登用など能力を重視した職員配置や、再任用職員や会計年度任用職員の活用、業務量に応じた職員数の割振りなど、定員管理の適正化を推進します。

給与や各種手当については、国及び他の地方公共団体との均衡に留意しつつ、職務と責任に応じたものとなるよう、適正な制度運用を図ります。

〔具体的取組事項〕

- ① 定員管理の適正化と人事行政運営の公表
- ② 職員給与の適正な管理
- ③ 再任用職員の活用

(4) 職員の能力向上

職員が町民の信託に応え、町職員としての使命を全うするためには、多様化する行政需要と時代の変化に対応できる人材の育成が必要不可欠です。

職員一人ひとりが幅広い視野と既成概念にとらわれない新しい発想を持ち、意欲的に業務に取り組むことができるよう、職員の能力向上に向けた人事行政に努め、組織の総合力を高める取組みを推進します。

〔具体的取組事項〕

- ① 職員の資質と能力を高める研修の充実
- ② 職員の能力向上や意識改革に対する取組みの推進
- ③ 職場環境の向上と健康管理の徹底

2. 持続可能な財政構造の実現

行政運営の基本は、最小の経費で最大の効果を上げることにあります。

細かな事務手続から大きな事業展開に至るまで、常にコスト意識を持って事務事業の見直しを進めることにより、持続可能な財政構造の実現を図ります。

また、公共施設の多くが老朽化しており、今後の大規模改修等にかかる費用の負担増が予想されることから、老朽化が著しいものや代替機能の確保が可能なものについては、統合廃止を含めた施設の在り方を検討します。

(1) 健全な財政運営の推進

厳しい財政状況が続く中、社会情勢の変化と多様化する町民ニーズに柔軟に対応し、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、健全な財政運営を確保することが重要です。時代の変化により社会保障関係費などの行政需要が増大する中で、地方交付税を中心とする歳入は今後も減少傾向が続くと予想され、厳しい財政環境に回復の兆しは見られません。

町税や各種使用料等の収納率向上のため、夜間徴収窓口の設置や便利で納付しやすい決済システムへの対応を検討するとともに、滞納者へのきめ細かな相談等により納税の促進に努めます。

「第6次まちづくり推進総合計画」の着実な実施を図るため、歳入の確保と歳出の抑制に努め、健全な財政運営を目指します。

〔具体的取組事項〕

- ① 財政健全化の継続の取組
- ② 町債発行の抑制と町債残高減少の取組
- ③ エコアクションの推進
- ④ ふるさと応援寄附制度の充実強化
- ⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し

(2) 町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理

既存の公共施設については、設置の目的、利用状況、利便性、老朽化の度合いなどを総合的に検証し、「広尾町公共施設等総合管理計画」に照らして計画的な維持管理・修繕等を実施するとともに、老朽化が著しいものや代替機能の確保が可能な公共施設については、地域や利用者と統合廃止に向けた協議を進めます。

また、現状未利用となっている公有財産については有効活用を検討し、今後の活用見込みがないものについては貸付や売却を進めます。

〔具体的取組事項〕

- ① 将来を見据えた公共施設等の適正管理
- ② 遊休地の売却など保有資産の活用

3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進

社会経済情勢とともに変化する行政需要に柔軟に対応できる行政の展開が求められています。

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応するため、行政と民間との役割分担を明確にし、それぞれが果たすべき役割や事業の優先度をふまえた「選択と集中」による事務事業の見直しを行い、迅速・効率的な事業の実施に努めます。

(1) 事務事業等の見直し

時代の変化にともない必要性が低下したものや所期の目的が達成されたもの、施策内容が重複しているものなどについては、これまでも随時、事務事業の見直しを行ってきました。また、新規事業の実施にあたっては、事業の必要性や緊急性、費用対効果などを検討する事業アセスメントを実施しています。

今後は、効果的な事業管理を行うマネジメントサイクル【計画立案 (Plan) ⇒ 実施 (Do) ⇒ 検証 (Check) ⇒ 見直し (Action)】を確立し、従前から実施している事務事業についても、固定観念にとらわれず、ゼロベースからの改善に取り組めます。

〔具体的取組事項〕

- ① 事務事業評価の実施
- ② 各種イベントの統一と特化
- ③ 補助金等の統合整理合理化

(2) 受益と負担の適正化

上下水道料金をはじめとする使用料、手数料等については、受益者負担の原則と町民負担の公平性確保の観点から、社会情勢や他の地方公共団体との均衡等に十分配慮しながら、適正な料金設定に努めます。

〔具体的取組事項〕

- ① 使用料・手数料等の見直し

(3) 民間活力を生かした事務事業の見直し

事務事業における行政と民間の役割分担については、財政的メリットや町民サービスの向上などの事業効果の観点から再検討し、「民間でできるものは民間へ」の考え方を基本に、可能なものから業務の民間委託やアウトソーシング（外部委託）を推進します。

〔具体的取組事項〕

- ① 事務事業の民間委託の推進
- ② 指定管理者制度や民営化（事業譲渡）の活用・推進

4. 協働と連携による行政の推進

町民と行政の協働によるまちづくりを推進するためには、町民が地域への誇りや愛着を持ち、行政とともに町の現状を認識して、課題を共有することが重要です。

町民が、多様な分野にまたがる「まちづくり」に積極的に参加できるよう、行政情報を広く公開して理解と協力を求めるとともに、町民のニーズを的確に捉えた施策を展開します。

(1) 町民参画と協働の推進

町民との協働のまちづくりを推進するためには、行政情報を積極的に提供し、行政の透明性を高める必要があります。広報紙や町ホームページ、防災行政無線等の活用に加え、町政懇談会やふれあいトークなど町民が直接町長と意見交換できる機会を設定し、わかりやすい行政情報の提供に努めるとともに、意見公募制度による幅広い意見の収集を行い、広報広聴活動の充実と町民意見の反映に努めます。

また、各種審議会・委員会等における公募委員・女性委員の積極的な任用に努め、男女共同参画社会の実現を推進するとともに、行政の透明性の確保に努めます。

〔具体的取組事項〕

- ① 広報活動の充実と町民意見の行政への反映
- ② 各種審議会等への公募委員・女性委員の登用
- ③ 重要施策等の立案に係る意見公募制度の実施

(2) 町民目線に立ったサービスの提供

複雑化する各種手続きに対する町民の負担感を軽減し、よりわかりやすい行政サービスを提供できるよう、ワンストップサービスの充実や事務手続きの改善に取り組み、訪れやすい庁舎の雰囲気づくりに努めます。

〔具体的取組事項〕

- ① ワンストップサービスの充実強化
- ② 行政手続きの簡素化・効率化

(3) 地域との連携強化

地域づくりの核となる町内会機能の充実を図り、地域が主体的に取り組む「まちづくり活動」の活性化を推進するとともに、地域分担制を継続し、町民と行政の連携強化に努めます。

また、自主防災組織の設立・活動を支援し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

〔具体的取組事項〕

- ① 地域分担制の継続と連携強化
- ② 災害に強い町づくりの推進

第5次行政改革取組の全体像（後期）

行革の基本視点	視点別取組項目	具体的取組事項	頁
1. 効率的な行政運営体制の推進	(1) 組織・機構の見直し	① 時代に対応した効率的な組織機構の構築	11
		② 年末年始休日の見直し	12
		③ 事務決裁・財務決裁規程等の見直し	13
		④ 選挙投票所等の見直し	14
	(2) 行政情報の適切な運用管理	① 個人情報保護とセキュリティ対応の強化	15
		② 時代に即応した庁内情報システムの構築	16
	(3) 適正な定員管理と給与の適正化	① 定員管理の適正化と人事行政運営の公表	17
		② 職員給与の適正な管理	18
		③ 再任用職員の活用	19
	(4) 職員の能力向上	① 職員の資質と能力を高める研修の充実	20
		② 職員の能力向上や意識改革に対する取組みの推進	21
		③ 職場環境の向上と健康管理の徹底	22
2. 持続可能な財政構造の実現	(1) 健全な財政運営の推進	① 財政健全化の継続の取組 7. 各種委員会委員等の報酬の見直し 4. 物件費の抑制 9. 扶助費の見直し 1. 特別会計繰出金の抑制	23 24 25 30
		② 町債発行の抑制と町債残高減少の取組	33
		③ エコアクションの推進	34
		④ ふるさと応援寄附制度の充実強化	35
		⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し 7. 収納率向上の取組 4. 税率の見直し	36 37
		① 将来を見据えた公共施設等の適正管理	39
		② 遊休地の売却など保有資産の活用	40
	(2) 町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理		
3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進	(1) 事務事業の見直し	① 事務事業評価の実施	41
		② 各種イベントの統一と特化	42
		③ 補助金等の統合整理合理化	43
	(2) 受益と負担の適正化	① 使用料・手数料等の見直し	44
	(3) 民間活力を生かした事務事業の見直し	① 事務事業の民間委託の推進	45
		② 指定管理者制度や民営化（事業譲渡）の活用・推進	46
4. 協働と連携による行政の推進	(1) 町民参画と協働の推進	① 広報活動の充実と町民意見の行政への反映	47
		② 各種審議会等への公募委員・女性委員の登用	48
		③ 重要施策等の立案に係る意見公募制度の実施	49
	(2) 町民目線に立ったサービスの提供	① ワンストップサービスの充実強化	50
		② 行政手続きの簡素化・効率化	51

	(3) 地域との連携強化	① 地域分担制の継続と連携強化	52
		② 災害に強い町づくりの推進	53

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進						
2. 視点別取組項目	(1) 組織・機構の見直し						
3. 具体的取組事項	① 時代に対応した効率的な組織機構の構築						
4. 推進所管課等	総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・住民の多様なニーズに応え、より簡素で効率的な行政組織機構を構築するため、人口ビジョンに基づいた業務内容の見直しと、関連業務の集約化による組織のスリム化を図る。 ・少子高齢化時代に対応して、子ども・子育て世代、障害者及び高齢者の包括的な支援体制の整備を図る。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・前期の取り組みにおいて推進済みであるが、時代の変化（防災、情報・ICT、少子高齢化等）に柔軟に対応した組織機構、分掌事務の検討・見直しが随時必要である。						
7. 到達目標 具体的に記述							
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・建設・水道課の統合 ・住民・税務課の統合 ・係の統合・名称変更	24課 55係 →	18課 47係		随時見直し			
・子育て支援室の設置 ・幼保一元化 ・障害者と高齢者の総合支援	検討・準備 →	業務開始		継続			
9. 期待される効果	・より機能的・包括的な組織として再生する。 ・業務の集約・再編により職員数の抑制が図られる。 ・多様なニーズに対応することにより、職員の資質向上が図られる。 ・町民にとっては、相談、手続きの担当部署がわかりやすくなる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・分掌事務の大幅な見直しが必要となる。 ・各課・係の業務量の把握（数値化）が必要である。 ・職員一人当たりの業務増の可能性はある。 ・より一層の人材育成が必要となる。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進							
2. 視点別取組項目	(1) 組織・機構の見直し							
3. 具体的取組事項	② 年末年始休日の見直し							
4. 推進所管課等	総務課・各課							
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・ 年末年始閉庁日の見直し ・ 国・北海道の機関、民間企業等との年末年始休日が異なることによる町民の混乱や不便の解消 ・ 消防署や病院との年末年始休日のずれが生じている。 ・ 町外からの採用が増えており、帰省する職員に配慮する必要がある。							
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 十勝管内は、帯広市、幕別町、池田町が国や北海道と同じ年末年始休日 ・ 現行の12月31日から1月5日→改正12月29日から1月3日まで							
7. 到達目標 具体的に記述								
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
・ 調査、検討、実施				調査、検討	実施			
9. 期待される効果	・ 国、北海道の機関等との業務における連動が期待される。							
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・ 十勝管内町村との足並みをそろえて実施する必要がある。 ・ 町内の団体等との調整が必要（商工会・農協・漁協・森林組合・社協など）							

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進							
2. 視点別取組項目	(1) 組織・機構の見直し							
3. 具体的取組事項	③ 事務決裁・財務決裁規程等の見直し							
4. 推進所管課等	総務課							
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・事務決裁・財務決裁規程の見直しの検討 ・電子決裁（内部事務における押印の廃止、又は押印に代わるものの導入の検討） ・入札等の電子化							
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・日常の各種事務の迅速化を図る。 ・電子決裁等の事務の導入を図る。 ・押印省略化等にかかる内部規程の整備を図る。							
7. 到達目標 具体的に記述								
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
・広尾町財務規則等 関連条項の見直し	見直し			随時見直し				
・電子決裁（押印の廃止等）				調査・検討				
・入札等の電子化				調査・検討				
9. 期待される効果	・事務の適正化及び効率化。							
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・電子決裁等の導入については、費用対効果の検証も含めて検討する必要がある。							

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進						
2. 視点別取組項目	(1) 組織・機構の見直し						
3. 具体的取組事項	④ 選挙投票所等の見直し						
4. 推進所管課等	選挙管理委員会						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	各種選挙における投票区について、投票者数や地域バランスなどを考慮し、投票所の再編統合、投票終了時間の繰上を検討する。 ・当日投票者数の平均が100人未満の投票所のあり方（音調津を除く） ・第5投票区の投票所（錦町老人寿の家）の使い勝手の改善 ・市街地投票所の投票終了時間の繰上						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・投票区の統合・投票所の変更 ① 第3投票区（漁村環境改善総合センター）のうち、入舟町内会を第2投票区（老人福祉センター）に、上浜～桜町内会を第1投票区（商工会館）に分割統合する。 ② 第8投票区（紋別研修センター）を第7投票区（農村環境改善センター）に統合する。 ③ 第5投票区の投票所を、錦町寿の家から別の施設へ変更を検討する。（高齢者健康増進センター、青少年研修センターなど。） ④ 市街地投票所の投票終了時間1時間繰上（18時終了）を検討する。						
7. 到達目標 具体的に記述	①、②の投票区の統合については、令和5年度からの実施に向け、4年度中に準備を完了する。						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 衆議院議員 選挙	令和 4年度 参議院議員 選挙	令和 5年度 北海道知事 議会議員選挙	令和 6年度 町長選挙 議会選挙
・投票区内の各町内会長との調整	①、②		→				
・投票区住民への説明				→			
・選挙人名簿作成のためのデータ作成等					→		
・新たな投票区で実施						→	→
③ ・別の施設を検討	→	→	→	→	継続	→	→
④ ・投票時間の繰上げの検討	→	→	→	→	継続	→	→
9. 期待される効果	・投票所の統合、投票終了時間の繰上により、立会人・選挙事務従事職員に係る人件費を削減することができる。 ・ポスター掲示場の減により、設置経費を削減できる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・投票区の統合により、遠距離となる地域の住民への利便性を図るため、交通手段を考慮する必要がある。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進							
2. 視点別取組項目	(2) 行政情報の適切な運用管理							
3. 具体的取組事項	① 個人情報保護とセキュリティ対策の強化							
4. 推進所管課等	総務課							
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・個人情報保護条例等に基づき、マイナンバー制度に対応した新たな情報セキュリティポリシーの策定と情報保護対策の維持強化に努める。 ・マイナンバー制度に対応したセキュリティ教育や研修を実施し職員の情報セキュリティ意識の高揚を図る。							
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ネットワークシステムの分離 庁内ネットワークとインターネットの分離 マイナンバー連携業務の分離 ・職員のセキュリティ教育研修の実施 ・庁舎内メール等による随時のセキュリティ情報の周知、共有							
7. 到達目標 具体的に記述	・ネットワークシステムの分離 ・職員のセキュリティ意識の向上							
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
・ネットワークシステムの分離	分離			継続				
・職員のセキュリティ教育研修の実施				継続				
・セキュリティ情報の周知、共有				継続				
9. 期待される効果	・個人情報の流出防止、サイバー攻撃被害防止の効果が期待される。 ・職員の情報セキュリティ意識の向上が期待される。							
10. 推進上の問題点等具体的に示す								

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進						
2. 視点別取組項目	(2) 行政情報の適切な運用管理						
3. 具体的取組事項	② 時代に即応した庁内情報システムの構築						
4. 推進所管課等	総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・ 庁内LANの整備は完了しているが、基盤整備から情報の利活用への動きは未だ途上にある。（ペーパーレス化、行政手続のオンライン化など） ・ 行政の効率化を優先しつつ、町民に対する行政サービスの向上に配慮する。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 各事業システムのさらなる有効活用 ・ ホームページ等による情報公開の推進 ・ 町民向オンラインサービス拡大の検討（電子申請、施設予約等）						
7. 到達目標 具体的に記述	・ 行政事務の減量化・効率化等の推進 ・ 行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等による質の高い行政サービスの実現						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・ システムの有効活用	継続実施			継続実施			
・ 情報公開の推進	継続実施			継続実施			
・ オンラインサービス 拡大に向けた検討				継続			
9. 期待される効果	・ 財政健全化、情報連携による縦割り行政の改善、町民に対するサービスレベルの向上など、行政に関する諸課題の改善に資する。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 老朽機器の計画的更新が必要 ・ 保守管理業務に係る経費の増加 ・ 各種オンラインサービス開設に係る費用対効果が、都市部と比較して低いと予想される。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進						
2. 視点別取組項目	(3) 適正な定員管理と給与の適正化						
3. 具体的取組事項	① 定員管理の適正化と人事行政運営の公表						
4. 推進所管課等	総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・財政の健全化と効率的な行政運営を進める観点から、将来を見据えた新たな定員管理計画の策定と人事行政状況について公表する。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・令和3年度から令和12年度を計画期間とする職員定員管理適正化計画を策定し公表する。 ・嘱託職員や臨時職員、再任用職員の活用、民間委託などを引き続き活用する。 ・職員の配置希望をくみ上げ、職員配置の適材適所を検討し、人材の育成と事務効率の向上を図る。 ・課ごとに必要人員数のモデル化を検討し、行政需要の変化に対応した、透明性の高い人事行政運営を図る。						
7. 到達目標 具体的に記述	・職員定員管理適正化計画に基づく人事管理						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・調査・分析・検討、 原案の作成	→						
・職員管理適正化計画 の策定・公表	公表用形式に沿った計画書に変更中			公表	継続		
・職員管理適正化計画 に基づく定員管理	→			継続			
9. 期待される効果	・定員管理を適正に計画し施行することで、財政の健全化と職員の育成、事務効率の向上が期待される。 ・職員定員管理適正化計画を策定し公表することで、町民に対する人事行政の透明性の向上が期待される。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・フルタイム会計年度任用職員の採用や、令和4年4月施行見込みの定年延長など、随時計画の修正を行う必要がある。 ・法改正などによる新たな部署の創設など、業務量等を考慮する必要がある。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進						
2. 視点別取組項目	(3) 適正な定員管理と給与の適正化						
3. 具体的取組事項	② 職員給与の適正な管理						
4. 推進所管課等	総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	- 令和2年4月1日現在の広尾町のラスパイレス指数は「97.3」と低い水準であり、十勝管内で比較すると下から8番目と低い水準にある。 - 給料の現給保障を行わないことで独自削減としていた平成19～21年度を除けば、基本的には給与改定は国の人事院勧告を遵守している。 - 時間外勤務手当の縮減 職員数の減少、業務量の増加等で時間外勤務が増加傾向にあり、時間外勤務手当額の増に加え、職員の健康状態に影響するおそれもある。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 引き続き国の人事院勧告を遵守した給与改定を継続する。 - 機構改革及び人員の適正配置、部署内での業務内容の精査、業務分担の見直しを行い、各部署の業務量平準化に努めることで時間外勤務の縮減を図る。						
7. 到達目標 具体的に記述	- 人事院勧告を遵守した給与改定の継続 - 時間外勤務の時間数を、平成28年度実績に対し10%削減 ※ R1 実績 36,562千円、年間約753万円の削減 (職員1人当たり年間18時間の減)						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・給与の適正化	→			継続実施	→	→	→
・時間外勤務手当の縮減	→			継続実施	→	→	→
9. 期待される効果	- 給与制度の適正な運用 - 時間外勤務手当の削減 - 職員の健康保持						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	- 給与・手当制度見直しの実施にあたっては、町の補助団体についても町に準じるなどの協力を求めるべきである。 - 時間外勤務時間を削減するためには事務事業の見直しを行う必要がある。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進						
2. 視点別取組項目	(3) 適正な定員管理と給与の適正化						
3. 具体的取組事項	③ 再任用職員の活用						
4. 推進所管課等	総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・定年退職した職員が、年金支給開始年齢までの間無収入となることを避け、雇用と年金の接続を図る。 ・定年退職者がこれまで町職員として長年培った能力や経験を有効に活用し、効率的な組織運営を図る。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・再任用職員を想定したポストの検討 ・既存のポストに配置する場合は、これまでの勤務実績に基づく知識や経験を十分に活かせるよう配慮 ・再任用職員のモチベーションの維持を図る工夫（やりがいのある業務、責任の付与等）						
7. 到達目標 具体的に記述	・再任用職員のこれまでの経験や能力を活かせるポストへの配属 ・退職直前の部下など現役職員との関係に配慮した人事配置						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・再任用職員の適切な人事配置	継続実施						
9. 期待される効果	・再任用職員は、基本的には定年前の知識や経験、技術・技能などが必要とされる職域に配置し、現役職員への業務遂行のノウハウの継承や、豊富な経験に基づくアドバイスを行うことにより、現役職員の能力向上と業務の効率化を図る。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・公務員全般における定年延長の議論について、留意する必要がある。 ・新規採用者数との調整が必要である。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進						
2. 視点別取組項目	(4) 職員の能力向上						
3. 具体的取組事項	① 職員の資質と能力を高める研修の充実						
4. 推進所管課等	総務課、職員研修推進委員会						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	- 自治体職員は所掌の事務・事業を確実に処理することを基本にしながらも、社会情勢や住民ニーズを的確に捉え、創意工夫により対応しなければならない。 - 人口減少を克服するための地方創生が叫ばれる中、持続可能な地域を実現するため、所掌の事務・事業の枠を超えて地域課題を見出し、それを解決しようとする意識と能力が求められる。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 職員研修計画に基づく幅広い職員研修を実施し、能力の向上を図る。 - 職員研修計画は、職員研修推進委員会により見直しを行い、毎年度改訂する。 - 実施した職員研修は職員研修推進委員会により研修効果等の事後評価を行い、翌年度の研修計画に反映する。評価の検討材料として、受講した職員に対するアンケート調査を実施する。 - 北海道との人事交流を検討する。						
7. 到達目標 具体的に記述	自治体職員として、社会情勢や住民ニーズを的確に捉え、創意工夫により対応し、積極的に地域課題を解決しようとする意識と能力を身に付ける。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・研修計画に基づく職員研修の実施	継続実施						
・事後評価の実施 ・研修計画の見直し (職員研修推進委員会)	→	→	→	継続 →	継続 →	継続 →	継続 →
9. 期待される効果	行政職員に必要な業務遂行（実務）能力や法務能力だけでなく、政策形成能力、コミュニケーション、調整、折衝能力及び地域課題解決能力を身に付けることにより、職員ひとり一人が所掌の事務・事業の枠を超えて「まちづくり」への関心を新たにし、持続可能な地域の実現に向けて具体的な施策に取り組んでいく基本的な基盤を整備することができる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	- 個々の職員に意識の差や能力の差があることは不自然なことではない。また、研修に取り組む姿勢にも温度差が出ることも想定される。いかに職員の意識を高めるか。どのようにして動機付けるかが課題である。 - 自治体大学校への派遣など長期にわたる研修受講にあたっては、業務の調整が必要となる。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進						
2. 視点別取組項目	(4) 職員の能力向上						
3. 具体的取組事項	② 職員の能力向上や意識改革に対する取組みの推進						
4. 推進所管課等	総務課、行政促進委員会						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	職員の仕事に対する意識を高め、組織全体の能力の向上を図るため、職員提案制度の導入、人事評価制度の充実を図る。 ・職員提案制度の導入 ・人事評価制度の有効活用						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・職員提案制度については、先進自治体における取組状況・課題などの情報を収集し、本町に見合った制度内容で導入を図る。 ・人事評価制度の安定的な運用と有効活用を図る。						
7. 到達目標 具体的に記述	・職員提案制度の導入 ・人事評価者の資質向上						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職員提案制度 ・先進事例の収集		→					
・実施要綱等の整備			→				
・制度運用				→	→	→	→
人事評価制度 ・評価者研修の実施	→	→	→	継続実施	→	→	→
9. 期待される効果	・課・係にとらわれない、職員一人ひとりの意見、提案を募集することで、職員の改善意欲を引き出すとともに、他の職員の仕事に生かすことができ、住民サービスの向上や事務改善を図ることができる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・職員提案制度においては、報奨など提案しやすく意欲を喚起する環境の整備が必要である。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進						
2. 視点別取組項目	(4) 職員の能力向上						
3. 具体的取組事項	③ 職場環境の向上と健康管理の徹底						
4. 推進所管課等	総務課、健康管理センター、職員研修推進委員会						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	多様化する町民ニーズに対応する職務に精励するため、職員一人ひとりが自分に合ったワークライフバランスを考えること、さらに職場及び個人における健康管理及びストレスマネジメントの対策が重要である。 ・ストレスチェックで、高ストレスと判定された場合のその後の体制が不十分 ・こころの健康づくり講演会等の受講者が少ない ・体調不良に、上司や周りが気づく環境やコミュニケーションが不十分						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・職員の健康管理 1) 職場環境の整備（朝礼の継続、手洗い励行、時間外勤務状況の把握、業務配分の見直し） 2) 人事評価制度（個人面談）の活用 ⇒ 不調の早期察知 ・健康診断受診率の向上（受診状況の把握、目標と評価年度策定） ・ストレスチェックの実施、相談・カウンセリング体制の整備 ・健康管理研修の実施（生活習慣病、口腔ケア、こころの健康づくりなど） ・うつ病療養者の職場復帰支援						
7. 到達目標 具体的に記述	・管理職による部下職員の日常の健康管理 ・全職員の健康診断受診 ・ストレスチェックの結果に応じた相談・カウンセリング体制の整備 ・健康管理研修を職員研修計画に位置付けたうえで実施する ・うつ病療養者の職場復帰支援プログラムの策定						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・日常の健康管理 ・健康診断受診率の向上				継続実施			
・こころの健康相談・カウンセリング体制の整備				継続実施			
・計画的な健康管理研修の実施				継続実施			
・職場復帰支援プログラムの策定							
9. 期待される効果	・ワークライフバランスや健康管理の意識と正しい知識が身につく。 ・ストレスマネジメント力の向上 ・療養しながら職務に精励する環境が整う。 ・意欲的に自信を持って仕事に取り組むことができる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ストレスチェックで高ストレスと判定された場合のフォロー ・研修参加率の向上対策						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 ア. 各種委員会委員等の報酬の見直し						
4. 推進所管課等	総務課・各課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・委員会会議に長時間従事するものがあり、日額報酬の見直しが必要である。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・各種委員会委員等の勤務時間や職務内容等を精査し、適正な日額報酬の見直しを検討する。 ・従事時間だけでなく、委員会業務の困難性や特殊性を考慮した日額報酬を検討する。 ・4時間を超える会議等には、二日当等の対応を検討する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・勤務実態に合った報酬の支給						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
報酬見直しの検討				検討 →			
新報酬基準での支給					実施 →		
9. 期待される効果	・勤務実態に合った適正な報酬管理が図られる。 ・勤務実態が長い委員については、見直しにより成り手不足の解消が期待される。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・各委員の勤務実態（資格要件、付随業務、当日外の事前審査等）を十分調査し、検討する必要がある。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 イ. 物件費の抑制						
4. 推進所管課等	全課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	平成30年度から物件費を見直す ・道外視察研修旅費の全廃 ・燃料費の統一単価の見直し ・全物件費の一律5%削減						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・平成30年度から道外視察研修旅費及び全物件費の5%を一律削減 ・燃料費の統一単価の見直しを検討する ・エコアクションの推進に連動し、経費の削減に努める ・札幌出張はサンタ号を利用することを原則とし、利用しない出張については、旅行命令簿に理由を記載する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・平成30年度から実施						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・物件費の見直し				継続実施			
9. 期待される効果	・物件費の抑制効果額 令和3年度 見込 1,155,993 千円 平28比 削減効果 60,842 千円 △ 5.0% 令和4年度 見込 1,155,993 千円 平28比 削減効果 60,842 千円 △ 5.0% 令和5年度 見込 1,155,993 千円 平28比 削減効果 60,842 千円 △ 5.0% 令和6年度 見込 1,155,993 千円 平28比 削減効果 60,842 千円 △ 5.0%						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・削減に伴う町内事業者への影響						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 ウ. 扶助費の見直し（敬老祝金）						
4. 推進所管課等	保健福祉課福祉係						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	敬老祝金の見直し ・ 敬老祝金は、70 歳（古希）20,000 円、75 歳からは毎年 27,000 円、22,000 円（所得制限あり）を支給している。 ・ 今後高齢化により支給人数が増加、支給額が 4,000 万円を超えることとなり、全額一般財源であり、管内平均並に見直しをする。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 節目ごとに支給する見直しをする。 平成30年度から 77 歳（喜寿） 10,000 円 88 歳（米寿） 30,000 円 100 歳（長寿） 100,000 円 ・ 現金から、商品券を含めた支給としたことで、飲食店などで使用することができるなど、町内での消費につながっている。						
7. 到達目標 具体的に記述	平成 29 年度「広尾町敬老祝金条例」の一部改正 （平成 30 年 4 月から適用）						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
・ 条例改正	改正済み						
・ 改正後適用	 継続実施						
9. 期待される効果	・ 支給額の減額となる。 平成 30 年度 平成 28 年度比 年額 36,000 千円減額						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 町民に丁寧な説明が必要である。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 ウ. 扶助費の見直し（介護サービス）						
4. 推進所管課等	保健福祉課介護保険係						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	介護保険サービス利用者負担軽減給付金の見直し ・ 65 歳以上（一部 40 歳以上）の低所得世帯で居宅介護サービスの利用者負担額の 10 分の 7 を助成していたが、平成 30 年 8 月から 4 分の 1 を助成することで見直し済み。 ・ 年間 200 人程度利用がある。 ・ 十勝管内では広尾町、鹿追町、本別町、更別村、上士幌町、大樹町、幕別町、音更町、士幌町で支給している。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 平成 16 年度まで国の補助があったため全市町村で実施していたが、平成 17 年度から補助がなくなった時点で廃止、見直しを実施。 ・ 本町は平成 30 年 8 月見直し。						
7. 到達目標 具体的に記述	・ 負担割合を見直ししたため継続支給とするが、管内状況を見ながら助成するサービスの内容、助成割合の抑制、または廃止を検討する。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
・ 要綱改正	改正済み						
・ 改正後適用				継続実施			
・ 助成するサービスの 内容、助成割合の検討				継続検討			
9. 期待される効果	・ 平成 27 年度実績 216 人分 5,883,191 円減 ・ 削減効果 令和 3 年度 見込 1,968 千円（H28 対比 3,085 千円減） 令和 4 年度 見込 1,968 千円（H28 対比 3,085 千円減） 令和 5 年度 見込 1,968 千円（H28 対比 3,085 千円減） 令和 6 年度 見込 1,968 千円（H28 対比 3,085 千円減）						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 町民に丁寧な説明が必要である。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 ウ. 扶助費の見直し（介護福祉金）						
4. 推進所管課等	保健福祉課介護保険係						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・所得に応じた介護保険料と介護サービス利用者負担のバランスを考慮しながら、介護サービス利用者負担について検討する。 ・低所得者保険料軽減負担金により、第1～3段階の方の保険料が軽減されている。 ・道内では本町しか実施していない。 ・一部の低所得者の方に1人年額 8,000 円支給されているため、公平な支給となっていない。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・低所得者保険料軽減負担金により、第1～3段階の方の保険料が軽減されているため、この制度の役割は終えている。 ・介護福祉金の廃止。						
7. 到達目標 具体的に記述	・令和4年度からの廃止に向けて、令和3年度から準備する						
8. 目標年度 細項目がある場合の の具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・介護福祉金の廃止 要綱改正				→			
・介護福祉金の廃止 適用					→	→	→
9. 期待される効果	・所得に応じた介護保険料や介護サービス利用者負担のバランスが保たれる。 ・削減効果 令和3年度 見込 1,200 千円（H28 対比 173 千円増） 令和4年度 0 千円（H28 対比 1,027 千円減） 令和5年度 0 千円（H28 対比 1,027 千円減） 令和6年度 0 千円（H28 対比 1,027 千円減）						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・町民に丁寧な説明が必要である。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	①財政健全化の継続の取組 ウ. 扶助費の見直し（ひとり親家庭等医療給付事業）						
4. 推進所管課等	住民課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	ひとり親家庭等医療給付事業 ・対象者：ひとり親家庭で18歳に達した年度末、20歳（就学中）に達した月末までにある者、またその児童を扶養している父母 ・給付内容：医療費の自己負担分の一部助成 ・本町は、北海道が設定した所得制限の撤廃、また、北海道では行っていない親の通院についても助成を行っている。しかし当該事業は福祉の増進を図ることが本来の目的であり、北海道と同様の適切な所得制限は必要である。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・北海道と同様の所得制限を設ける						
7. 到達目標 具体的に記述	令和4年度「広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」の一部改正						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・検討				→			
・条例改正					→		
・所得制限を設ける						→	→
9. 期待される効果	・扶助費の抑制効果 令和3年所得超過世帯数及び人数 14世帯 親 13人 子22人 所得超過世帯の助成額 平成30年度 438件 1,480千円 令和元年度 404件 869千円 ・扶助費の削減 令和5年度 850千円（330千円 乳幼児及び児童医療費助成事業） 令和6年度 850千円（330千円 乳幼児及び児童医療費助成事業）						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・町民に丁寧な説明が必要である。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基 本 視 点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	①財政健全化の継続の取組 ウ. 扶助費の見直し（重度心身障害者医療給付事業）						
4. 推進所管課等	住民課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題 等を具体的に記述の こと	重度心身障害者医療給付事業 ・対象者：身障手帳1～3級 重度の知的障害者 ・給付内容：医療費の自己負担分の一部助成 ・本町は、北海道が設定した所得制限の撤廃を行い、町独自で助成対象者の 拡大を行っている。しかし当該事業は福祉の増進を図ることが本来の目 的であり、北海道と同様の適切な所得制限は必要である。						
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	・北海道と同様の所得制限を設ける						
7. 到達目標 具体的に記述	令和4年度「広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に 関する条例」の一部改正						
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	平 成 3 0 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
・ 検討				→			
・ 条例改正					→		
・ 所得制限を設ける						→	→
9. 期待される効果	・ 扶助費の抑制効果 所得超過該当者数 6人 所得超過世帯の助成額 平成30年度 120件 351千円 						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 エ. 特別会計繰出金の抑制（病院）						
4. 推進所管課等	広尾町国民健康保険病院						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	入院・外来の患者数、病床利用率とも減少傾向、平成27年度からは患者減少が顕著化し、医業収益も大幅に減収。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	一般病床48床を維持し、町内で唯一入院病床を有することから、急性期・回復期の患者対応と在宅医療に重点を置いた医療スタッフの確保とレベルアップを図る。 ・収益増加の推進 従前の入院基本料15：1から移行した10：1（急性期一般）[R2年6月移行]と13：1（地域包括ケア）[R2年2月移行]を維持し、健診事業や啓発事業により顔の見える病院として病床利用率の向上に取り組み、収入確保を図る。 ・運営コストの節減 医薬品・診療材料などの調達については、購入価格水準の見直し、後発医薬品への適正な切り替え、診療材料の安価な同等品への切り替えの検討などによる調達コストの抑制、節減を図る。 ・経営管理体制の強化 町からの財政支援の縮減に向け効率的な運営を目指す。						
7. 到達目標 具体的に記述	・入院基本料（10：1と13：1）の維持						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・病床数削減							独立行政法人化により対象外
・運営コスト削減							独立行政法人化により対象外
・専門職員の確保							独立行政法人化により対象外
・病院事業債管理特別 会計繰出金の抑制							
・国民健康保険病院運 営交付金の抑制							
9. 期待される効果	・入院基本料は、看護基準の関係で10：1と13：1に移行したことにより、入院患者への手厚い看護と収益の増加が見込める。 ・10：1と13：1の入院基本料を維持し、在宅医療の充実を図るため、専門職員の確保・充実を図る。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・医療従事者の確保がむずかしい。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基 本 視 点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 エ. 特別会計繰出金の抑制（簡易水道）						
4. 推進所管課等	建設水道課上下水道業務係						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題 等を具体的に記述の こと	一般会計から毎年、33,000 千円程度繰出を行っている。簡易水道使用料 の改定を行ったことにより一般会計繰出金を軽減した。 ・簡易水道特別会計の予算規模 70,000 千円／年程度 ・総務省の繰出し基準による一般会計繰入金 12,000 千円／年 ・58,000 千円を使用料で賄う必要があるが使用料収入 49,000 千円／年 繰出基準外 9,000 千円（令和元実績） 平成 28 年度対比 △12,000 千円の繰出削減効果						
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	簡易水道使用料 ・基本水量の見直し 7 m ³ → 5 m ³ ・基本料金の見直し 1,000 円／月 → 900 円／月 ・超過料金の見直し 180 円／m ³ → 200 円／m ³ ・営農用使用料の見直し 50 円／m ³ → 100 円／m ³ ・消費税を外税として賦課 営農用使用料は、令和 4 年度まで毎年 10 円の見直しをしている。						
7. 到達目標 具体的に記述	・平成 29 年度条例改正、平成 30 年 4 月から適用済み ・令和 5 年度に企業会計に移行予定 ・令和 6 年度に収支を確認、見直しの検討						
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	平 成 30 年度	令 和 元年度	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
・審議会答申と条例改 正	改正済み						
・新使用料適用	継続実施						
・企業会計移行						実施予定	
・使用料見直し （継続・値上げ）							検討
9. 期待される効果	・簡易水道料金の見直しにより基準外繰入がなくなり、独立採算に近づき、 一般会計繰出金が軽減できる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・次回の見直しの際に、管内の状況の調査が必要 ・営農用使用料の見直しに伴う農家経営への影響						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 エ. 特別会計繰出金の抑制（下水道）						
4. 推進所管課等	建設水道課上下水道業務係						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	一般会計から毎年、187,000千円程度繰出を行っている。下水道使用料及び個別排水使用料の改定を行ったことにより一般会計繰出金の軽減を見込んでいる。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	下水道使用料 ・基本水量の見直し 10 m ³ → 5 m ³ ・基本料金の見直し 1,600円/月 → 1,000円/月 ・超過料金の見直し 160円/m ³ → 180円/m ³ ・消費税を外税として賦課 個別排水使用料 ・消費税を外税として賦課						
7. 到達目標 具体的に記述	・平成29年度条例改正、平成30年4月から適用済み ・令和5年度に企業会計に移行予定 ・令和6年度以降に使用料見直しの検討						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・審議会答申と条例改正	改正済み						
・新使用料適用				継続実施			
・企業会計移行						実施予定	
・使用料見直しの検討							検討
9. 期待される効果	・一般会計繰出金が軽減できる。 使用料（平成28実績） 95,993千円 使用料（令和元実績） 103,930千円 差引 7,937千円の歳入増						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・次回の見直しの際に、管内の状況調査が必要 ・老朽化による改修工事を見込むため、令和6年度以降の料金改定の検討が必要						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	② 町債発行の抑制と町債残高減少の取組						
4. 推進所管課等	総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・本町は、港湾整備事業を中心に道路・下水・公営住宅・病院・福祉施設及び公共施設の耐震化事業など、住民要望や避難場所の耐震化、国の経済対策に呼応し積極的に展開してきました。また、平成17年度に借換した港湾借換債約86億円のうち平成22年度、25年度合計で50億円償還し町債残高の縮減、平準化に努めている。地方債残高は平成28年度末約162億円、町民一人当たり約230万円の借金を抱えている状況であり、その元利償還金の支出は、財政硬直化の最も大きな要因となっている。 ・今後も引き続き、投資的事業の抑制により新規地方債の発行を抑え、町債残高を減少させるとともに、後年次の償還財源として減債基金の積立額の確保に努め財政健全化を進める。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・第6次まちづくり推進総合計画実施計画を基本に推進し、投資的経費を抑制するとともに地方債の借入額（赤字地方債を除く。）を抑制し、町債残高の減少と後年次元利償還金の縮減を図る。						
7. 到達目標 具体的に記述	全会計の起債残高減少目標額（臨時財政対策債を含む。） 平成28年度末残実績 162億円 平成29年度末残実績 156億円 平成30年度末残実績 152億円 令和元年度末残実績 145億円 令和2年度末残高見込 140億円 令和3年度末残高目標 136億円 令和4年度末残高目標 127億円 令和5年度末残高目標 123億円 令和6年度末残高目標 114億円						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・起債発行抑制の取組	→			継続実施	→		
9. 期待される効果	・実質公債費率、将来負担比率、経常収支比率などの財政指標の健全化 ・まちづくりへの財政基盤の確立						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・町債残高の減少とともに、起債発行額を抑制し、収支均衡の取組も必要 ・投資的経費抑制による地域経済に与える影響						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	③ エコアクションの推進						
4. 推進所管課等	全課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・公共施設のボイラーの適切な管理や離席時にパソコンや照明の電源を切る、ノー残業デーの徹底など、光熱水費等の施設維持管理経費の徹底的な節減を行う。 ・また、平成28年4月から役場庁舎ほか5施設が新電力に切り替えをしているが、他の施設でも節減効果等がある場合は、順次移行する。ただし、停電対応や安定供給など確認が必要である。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・日常の経費節減策を実施し、地球環境にやさしい役場本庁舎、各施設建物とする。 ・コミセンや体育施設、学校施設においても使用時間を守ること。 ・電気料金等の節約効果の見える化をすること。 ・電気料金等については、電力会社と協議の上適宜見直しを行うこと。 ・具体的取組事項（別紙）については、以下を加える。 退庁時等のパソコン電源の管理（5）※後半に追記 メールでの膨大な資料は印刷せず、共有フォルダ等に保管（11） サーバーの使用軽減（12）						
7. 到達目標 具体的に記述	・実施可能な取組から実施する。 ・庁内の取り組みを通じて住民にも環境問題に関心をさらに持ってもらう						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・取組項目の実施	継続実施						
9. 期待される効果	・地球環境保護に対する社会的使命（職員の意識改革）の保持 ・資源（用紙類等）の節約による経費節減 ・電気代等の経費節減						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・職員の意識持続の徹底 ・地域における具体的な取り組みに結び付けることができるか						

行政改革推進計画（個表）

1. 基 本 視 点	2. 持続可能な財政構造の実現																																																																																																												
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進																																																																																																												
3. 具体的取組事項	④ ふるさと応援寄附制度の充実強化																																																																																																												
4. 推進所管課等	水産商工観光課、企画課、総務課																																																																																																												
5. 計画推進内容 目的、現況での問題 等を具体的に記述の こと	目的 ・ 個人版ふるさと納税の迅速な運営と処理及び集客 現況での課題・問題 ・ 平成 28 年度当初目標 2 万件の未達成、集客力・P R 力の弱さ																																																																																																												
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	・ 寄附申込みフォームの利便性向上（返礼品配達の時間指定、1 回申込みで 複数の品選択） ・ 広告費の予算化及び広告戦略の構築（執行により雑誌等への広告を掲載） ・ 安定的に供給できる返礼品の開発																																																																																																												
7. 到達目標 具体的に記述	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td>申込件数</td><td>寄付金額</td><td></td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>個人版</td><td></td><td>3, 476 件</td><td>53, 367 千円</td><td>実績</td></tr><tr><td></td><td>企業版</td><td></td><td>18 件</td><td>9, 400 千円</td><td></td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>個人版</td><td></td><td>4, 960 件</td><td>84, 442 千円</td><td>実績</td></tr><tr><td></td><td>企業版</td><td></td><td>10 件</td><td>4, 800 千円</td><td></td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>個人版</td><td></td><td>6, 054 件</td><td>97, 592 千円</td><td>実績</td></tr><tr><td></td><td>企業版</td><td></td><td>8 件</td><td>4, 700 千円</td><td></td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>個人版</td><td></td><td>8, 655 件</td><td>149, 612 千円</td><td>実績</td></tr><tr><td></td><td>企業版</td><td></td><td>5 件</td><td>5, 500 千円</td><td></td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>個人版</td><td></td><td>9, 500 件</td><td>146, 000 千円</td><td>目標</td></tr><tr><td></td><td>企業版</td><td></td><td>2 件</td><td>3, 300 千円</td><td></td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>個人版</td><td></td><td>13, 000 件</td><td>195, 000 千円</td><td>目標</td></tr><tr><td></td><td>企業版</td><td></td><td>5 件</td><td>4, 335 千円</td><td></td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>個人版</td><td></td><td>16, 000 件</td><td>240, 000 千円</td><td>目標</td></tr><tr><td></td><td>企業版</td><td></td><td>5 件</td><td>4, 335 千円</td><td></td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>個人版</td><td></td><td>20, 000 件</td><td>300, 000 千円</td><td>目標</td></tr><tr><td></td><td>企業版</td><td></td><td>5 件</td><td>4, 335 千円</td><td></td></tr></table>										申込件数	寄付金額		平成29年度	個人版		3, 476 件	53, 367 千円	実績		企業版		18 件	9, 400 千円		平成30年度	個人版		4, 960 件	84, 442 千円	実績		企業版		10 件	4, 800 千円		令和元年度	個人版		6, 054 件	97, 592 千円	実績		企業版		8 件	4, 700 千円		令和 2 年度	個人版		8, 655 件	149, 612 千円	実績		企業版		5 件	5, 500 千円		令和 3 年度	個人版		9, 500 件	146, 000 千円	目標		企業版		2 件	3, 300 千円		令和 4 年度	個人版		13, 000 件	195, 000 千円	目標		企業版		5 件	4, 335 千円		令和 5 年度	個人版		16, 000 件	240, 000 千円	目標		企業版		5 件	4, 335 千円		令和 6 年度	個人版		20, 000 件	300, 000 千円	目標		企業版		5 件	4, 335 千円	
			申込件数	寄付金額																																																																																																									
平成29年度	個人版		3, 476 件	53, 367 千円	実績																																																																																																								
	企業版		18 件	9, 400 千円																																																																																																									
平成30年度	個人版		4, 960 件	84, 442 千円	実績																																																																																																								
	企業版		10 件	4, 800 千円																																																																																																									
令和元年度	個人版		6, 054 件	97, 592 千円	実績																																																																																																								
	企業版		8 件	4, 700 千円																																																																																																									
令和 2 年度	個人版		8, 655 件	149, 612 千円	実績																																																																																																								
	企業版		5 件	5, 500 千円																																																																																																									
令和 3 年度	個人版		9, 500 件	146, 000 千円	目標																																																																																																								
	企業版		2 件	3, 300 千円																																																																																																									
令和 4 年度	個人版		13, 000 件	195, 000 千円	目標																																																																																																								
	企業版		5 件	4, 335 千円																																																																																																									
令和 5 年度	個人版		16, 000 件	240, 000 千円	目標																																																																																																								
	企業版		5 件	4, 335 千円																																																																																																									
令和 6 年度	個人版		20, 000 件	300, 000 千円	目標																																																																																																								
	企業版		5 件	4, 335 千円																																																																																																									
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	平 成 3 0 年度	令 和 元年度	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度																																																																																																						
・ふるさと納税の推進	継続実施																																																																																																												
9. 期待される効果	・ 広尾町を対外的に P R ・ 歳入の増加 ・ 町内業者の活性化及び雇用の増加																																																																																																												
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 返礼品の確保に不安定要素が多い。 ・ 専用サイト契約や配送料を考慮する。																																																																																																												

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し ア. 収納率向上の取組						
4. 推進所管課等	住民課、関係課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	貴重な自主財源である町税を確保するため、滞納者の財産調査を適時実施し、滞納処分等の強化を厳正に進め、滞納額減少に努める。使用料についても、同様の滞納整理強化を図る。 ・新規滞納を防止しつつ、滞納者の資力等を早期調査し適時実施 ・行政サービス制限条例による滞納抑止と解消 ・税滞納整理機構						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	限られた人員の中で、より効率的な徴収体制を構築し、町税等及び使用料の収納率向上を図る。 ・現年納付を注視、納付相談実施・分納の点検と、財産調査の早期着手 ・行政サービス制限条例適用ほか、関係部門間の連携を常時密にする。 ・滞納整理機構への引継、差押え等滞納処分・執行停止を適時適切に判断						
7. 到達目標 具体的に記述	・各会計徴収率の向上 ・未収金の解消 ・滞納件数の縮減						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・納付注視の徹底と適時財産調査				継続実施			
・行政サービス制限の点検と庁内連携強化				継続実施			
・滞納機構活用、滞納処分か停止の適時判断				継続実施			
9. 期待される効果	・自主財源の確保 ・町行政（職員）への信頼維持と増進 ・納税者の不公平感払拭と納税意欲の向上						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・徴収担当職員の資質向上に向けて研修強化（適用法知識、交渉力） ・強制執行等に伴う滞納者の共通認識、共同対応強化						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現							
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進							
3. 具体的取組事項	⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し イ. 税率の見直し（法人町民税）							
4. 推進所管課等	住民課課税係							
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	法人町民税の均等割の税率の見直し ・法人町民税は均等割、法人税割で課税されている。 ・均等割の税率は標準税率を適用している。管内19市町村で帯広市、芽室町、更別村、広尾町が適用。この税率を制限税率限度の1.2乗じて得た税率に改める。							
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	平成31年度から適用するためには、平成30年度、申告書送付時に改正内容を周知する。 ・会社、会計事務所等							
7. 到達目標 具体的に記述	・平成30年度「広尾町税条例」の一部改正（平成31年4月から適用）							
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
・条例改正	→							
・新税率で課税				継続実施				
9. 期待される効果	・法人町民税の均等割分が増額となる。							
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・各事業所・会計事務所へ周知し、理解してもらう。							

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進						
3. 具体的取組事項	⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し イ. 税率の見直し（国民健康保険税）						
4. 推進所管課等	住民課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	国民健康保険税の所得割、均等割、平等割の税率の見直し ・平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの標準保険税率を提示する。 ・平成30年度～令和4年度（5年間）で保険税率の見直しを行う。 ・令和2年度新たな標準保険税率が道より提示され、その数値を参考に改めて保険税率の見直しを行う						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・保険税率の見直しの実施						
7. 到達目標 具体的に記述	・平成29年度「広尾町国民健康保険税条例」の一部改正（平成30年4月から適用）						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・条例改正	条例改正	条例改正		条例改正	条例改正	条例改正	
・新税率で課税			見送り	継続実施			
9. 期待される効果	・税率の見直しにより、一般会計からの繰出金が減少する。 ・赤字繰入の解消を行うことで国からインセンティブが交付される（保険者努力支援交付金）						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・町民に丁寧な説明が必要である。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(2) 町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理						
3. 具体的取組事項	① 将来を見据えた公共施設等の適正管理						
4. 推進所管課等	企画課、総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	目的 ・公共施設を効果的、効率的に活用すること ・公共サービスを持続的に提供すること 現状での問題 ・公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、施設の更新 ・少子高齢化、人口減少に伴う公共施設の利用需要の変化						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適正な管理運営 ・未利用施設の除却、売却、貸付 ・施設の統廃合、複合化、多機能化による管理運営費の縮減 まちづくり推進総合計画実施計画、過疎地域自立促進市町村計画等により事業費を計上し、計画的に実施する。解体撤去にあっては、安全面や撤去費用、撤去後の土地の利活用や売却への優位性などを総合的に勘案し、優先度の高いものから順次実施する。						
7. 到達目標 具体的に記述	平成28年 建物総延床面積 122,184 m² ↓ 約10%の削減 令和7年 建物総延床面積 109,966 m²						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・施設の統廃合				継続実施			
・解体撤去の推進							
9. 期待される効果	未利用施設の除却、統廃合による維持管理費の減少。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・公共施設の除却、統廃合等に係る事業は、公共施設等総合管理計画を策定することにより、起債による財源措置がされるものの、交付税参入が低く、充当するメリットが少ない。 ・また、過疎地域自立促進計画に登載することにより、交付税参入率の高い過疎債を活用した公共施設の除却を現在も実施しているが、貸付枠が不足しており、充当できる事業が限られる。 ・公共施設の除却と並行して、新たに建設される施設もあるため、総体で延床面積の削減を進めることが困難である。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現						
2. 視点別取組項目	(2) 町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理						
3. 具体的取組事項	② 遊休地の売却など保有資産の活用						
4. 推進所管課等	企画課、総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・遊休公有財産の有効活用・効果的活用について検討する。 ・活用見込がないものについては、財源確保の観点から、貸付・売却の検討を進める。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・まとまった用地が確保できる旧病院跡地については、公共施設等の建替え用地として確保する。 ・貸付・売却をするために、用地確定測量などの諸経費を必要とする土地については見送る。 ・その他の用地については、売却を進めることとする。 ・無償貸付の基準について再検討を行う。（町外業者に対しては貸付料の徴収を必須とする等）						
7. 到達目標 具体的に記述	・施設の有効利用 ・住民サービスの向上 ・歳入増						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・売却方針を策定、実行	→			継続実施			
・土地売却	→						
・未利用公共施設や旧 教員住宅及び土地の 売却	→			継続実施			
・無償貸付の基準検討				→			
9. 期待される効果	・町の歳入増 ・民間の土地需要喚起						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・現状で想定できない公共施設が必要となった場合、用地確保に柔軟性を欠くことになる。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進						
2. 視点別取組項目	(1) 事務事業等の見直し						
3. 具体的取組事項	① 事務事業評価の実施						
4. 推進所管課等	企画課、関係課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	P D C Aサイクルの目的 ・サイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。 現況での問題 ・評価の結果が全職員に共有されていない。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・行政評価マニュアル策定済み ・行政評価マニュアルの見直し検討						
7. 到達目標 具体的に記述	・職員の意識改革と育成 ・住民の視点に立った成果重視の行政の実現 ・住民に対する行政の説明責任						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・行政評価マニュアルの構築	実施済み			見直し			
・行政評価マニュアルの運用	再スタート			継続実施	新基準で実施		
9. 期待される効果	・職員の政策形成能力の向上が図られる。 ・成果を重視した最適な事業の推進が図られる。 ・評価結果を公表することで、住民に対して透明性が図られる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・行政評価を導入する必要性を職員が共通認識する。 ・職員の説明能力の向上が必要。 ・まちづくり計画と整合性を図る。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進						
2. 視点別取組項目	(1) 事務事業等の見直し						
3. 具体的取組事項	② 各種イベントの統一と特化						
4. 推進所管課等	関係課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・イベント事業等見直し基本方針に従った継続的な取組を行う。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・イベント事業等見直し基本方針策定済み ・行政評価と併せてイベント事業等見直し基本方針見直しの検討						
7. 到達目標 具体的に記述	・見直しの視点及び方向性を明確にしたうえで、見直し検討基準を定め、政策プロでの各種イベントをPDCAサイクルで検証する。						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・イベント事業等見直し基本方針策定	実施済み			見直し →			
・イベント等の見直し				継続実施	新基準で実施		
9. 期待される効果	・真に行政が行うべきイベント事業等であるか検証される。 ・開催の主旨や目的に沿ったものとして運営され、効果が現れる。 ・効果と比して、財政的、人的な負担が適切になる。 ・公平性のある町民サービスになる。 ・ボランティアや民間活力の有効活用が図られる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・実現に向けて厳格に取り組むことが重要。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進						
2. 視点別取組項目	(1) 事務事業等の見直し						
3. 具体的取組事項	③ 補助金等の統合整理合理化						
4. 推進所管課等	関係課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・補助金等に対して、多額の繰越金が生じている。 ・3年に1度の補助金見直しに係る内部評価の適正化。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・補助金等審査委員会の客観的な視点による審査を行う。 ・補助金等の実績報告書を専門部署や第三者機関による精査を行う。 ・各団体の補助金等対象経費に余剰金が生じているものについて、その実態・動向を把握する。 ・補助金等の削減検討						
7. 到達目標 具体的に記述	・補助金等審査委員会の新たな視点による審査 ・補助金等の実績報告書の適正な審査						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・補助金等審査委員会の審査方法の検討				→			
・実績報告書の適正な審査	→	→	→	継続実施	→	→	→
・削減の検討、実施				→	→	→	→
・繰越金原資調査の導入検討				→	→	→	→
9. 期待される効果	・補助金等の公平な執行が図られる。 ・補助金等の削減が図られる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・実績報告書の適正な審査事務の増大が生じる。 ・補助金等の削減による事業縮小及び財源確保のための会費等の値上げが予想されることで、活動の衰退が懸念される。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進						
2. 視点別取組項目	(2) 受益と負担の適正化						
3. 具体的取組事項	① 使用料・手数料等の見直し						
4. 推進所管課等	各課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	- 各種使用料・手数料の見直し - 適正な使用料・手数料となるように見直しを図る。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 管内他町村の料金体系を基に使用料・手数料を見直す。 - 利用者の公平性等を確保するため、統一した減免基準を制定する。（総務課）						
7. 到達目標 具体的に記述	- 平成29年度条例改正、平成30年4月から適用。 - 利用者負担の適正化と、住民利用の最適化をバランスよく促進する。						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・ 条例改正	改正済み			随時改正			
・ 新使用料賦課				継続実施			
9. 期待される効果	- 使用料収入等が増加する。 - 特別会計も含め、一般会計の負担が軽減される。 - 消費税を納めている会計では、財源が手当される。 - 料金を引き下げ又は無償化し、利用率を高めたほうが節約効果の高い項目がある。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	- 各課・係において、料金等改正に対する温度差があるので、行政改革本部からの指示を徹底し、改定時期を統一する必要がある。 - 類似施設の使用料等を統一する必要がある。（コミセン、児童福祉会館、農村環境改善センター等） - 施設ごとの条例で使用料を定める方式から、使用料条例のような一元的に定める方式の採用の検討。（総務課） - 定期的な使用料・手数料の見直しが必要。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進						
2. 視点別取組項目	(3) 民間活力を生かした事務事業の見直し						
3. 具体的取組事項	① 事務事業の民間委託の推進						
4. 推進所管課等	関係課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	給食業務の民間委託 ・ H 2 2 に国保病院で給食業務の民間委託したことで 10, 000 千円削減されている。 ・ R 2 に老人ホーム、特別養護老人ホームでの給食業務の民間委託を開始。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 調理員の退職に伴う給食業務の民間委託を推進する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・ 委託制度の活用による調理員の確保と安定した給食サービスの提供。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・ 業務委託検討							
・ 給食業務の民間委託			 養老・特養委託開始	継続実施			
9. 期待される効果	・ 食事内容の質の向上 ・ 人件費の抑制については、すぐに効果は見られないものの、長期的には負担軽減の成果が見込まれる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・ 賄材料の地元業者調達の減少 (委託業者と一定程度の食材を地元業者から仕入れることで調整済)						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進				
2. 視点別取組項目	(3) 民間活力を生かした事務事業の見直し				
3. 具体的取組事項	② 指定管理者制度や民営化（事業譲渡）の活用・推進				
4. 推進所管課等	各課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・「公の施設」の管理については、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、民間を活用した指定管理者制度について活用・推進する。 ・法令により施設の設置・運営が民間でも可能な事業については、専門性の高い体制を確保し、運営の質を高めることを目的として、民間移譲についてもその可能性を探る。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・指定管理者制度により推進することが効果的かつ効率的であり、民間が有するノウハウを導入することで、サービス水準の向上が図られる公の施設について検討する。 ・民営化については民間の自由な経営により事業領域の拡大が図られ、町民生活の質の向上や利便性につながる多様なサービスの速やかな提供が期待される事業分野について十分検討する。				
7. 到達目標 具体的に記述	・指定管理者制度導入実施施設の拡充（令和2年度中1施設） ・民営化（事業譲渡）可能性事業の洗い出しと民営化計画の策定				
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
指定管理者制度の運用	広尾町観光案内所  (サンタの家)	継続実施			
指定管理者導入検討					
民営化検討	 東豊似牧場	継続実施			
9. 期待される効果	・公の施設のサービス向上 ・住民ニーズへの効果的対応 ・公の施設管理の効率化、経費削減 ・公共分野での事業機会の拡大				
10. 推進上の問題点等具体的に示す					

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進						
2. 視点別取組項目	(1) 町民参加と協働の推進						
3. 具体的取組事項	① 広報活動の充実と町民意見の行政への反映						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	目的 ・情報の共有化 ・町政への参画意識の向上 ・行政への町民意見の反映 問題点 ・行政資料は、専門用語やカタカナ語が多用され、説明が長いことから、町民の関心や理解度が低い						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・広報紙やホームページ・地域分担制を活用した情報や課題の積極的な提供 ・行政用語や「カタカナ語」を排除し、わかりやすい表現で行政資料を作成 ・審議会、町政懇談会などからの助言や指導を行政に反映する。 ・意見提案等について取組結果の公表に努める。 ・ホームページを活用した情報提供の拡大、充実に努める。 ・SNSを活用し、災害時やイベント時の情報提供に努める。						
7. 到達目標 具体的に記述	・文字の大きさやフォント等を検討し、見やすい広報の作成 ・町からの行政資料の作成にあたり、難解な用語を極力廃し、わかりやすい表現に努める。 ・町の公式ツイッターを活用し、イベントや災害時にも即時情報を提供するよう努める。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・情報の共有化促進				継続実施			
・SNSの活用				継続実施			
・わかりやすい行政資料の作成				継続実施			
9. 期待される効果	・行政と町民が「連携」し行政を推進できる。 ・町民向け資料作成による職員の資質向上 ・わかりやすい資料の提供による、町政への理解促進、関心の向上						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・難解な行政用語やカタカナ語をわかりやすく言い換える技術が必要 ・SNSについては、更新頻度が重要						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進						
2. 視点別取組項目	(1) 町民参加と協働の推進						
3. 具体的取組事項	② 各種審議会等への公募委員・女性委員の登用						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・公募委員は、地域町民の多様性に満ちた意見をもらうためのものであり、すべての町民が難しく考えずに募集を受け入れられるように工夫が必要である。 ・専門性又は法令で委員構成が規定されているなど、委員公募に余地のないものをあらかじめ整理し、効果的に公募委員制を導入する必要がある。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・（仮称）「審議会等委員公募制実施指針」等の作成を検討する。 ・基本方針等に基づき、十分な事前広報を図り、町民の参画意欲を高揚する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・審議会等公募委員数の増加を推進する。 ※ 令和元年度実績 14人（登用率4.3%） ・女性委員数が全委員の20%以上となるよう積極的な推進に努める。 ※ 令和元年度実績 44人（登用率17.8%）						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・課題等の検討整理	→	→	→	継続実施	→	→	→
・規定等仕組みの整備	→	→	→	継続実施	→	→	→
・公募委員募集開始		→	→	継続実施	→	→	→
9. 期待される効果	・行政主導から住民主体のまちづくりへの転換についての可能性が広がる。 ・町民に開かれた行政の実現が進む。 ・町民（地域）と行政の役割の相互理解の向上が期待できる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・公募委員に応募する人が限られる。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進						
2. 視点別取組項目	(1) 町民参加と協働の推進						
3. 具体的取組事項	③ 重要施策等の立案に係る意見公募制度の実施						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	目的 - 行政運営の公平性の確保と透明性の向上 問題点 - 意見があつまりにくい - 施策内容は、行政用語が多く難解であり意見を出しにくい。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	広報やホームページ、行政無線でわかりやすい内容で周知する。						
7. 到達目標 具体的に記述	意見公募時に、わかりやすい内容で紹介し、幅広い意見集約を目指す。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・幅広い意見集約				継続実施			
・公募時における簡易な内容の掲載				継続実施			
9. 期待される効果	- 幅広く周知を実施することで、意見を集約できる。 - 公募時にわかりやすい文言で内容を記載することで、意見を出しやすくする。 - 町民からの意見を事業・施策に反映させることができる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	関心を持ってもらう取組み、工夫が必要。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進						
2. 視点別取組項目	(2) 町民目線に立ったサービスの提供						
3. 具体的取組事項	① ワンストップサービスの充実強化						
4. 推進所管課等	窓口業務所管課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・各種手続きが多岐に渡って手間・負担感を生じている。 ・ワンストップ窓口の機能を果たしている反面、転入・転出時期に窓口が混雑するため、よりスムーズな対応が求められる。 ・高齢化社会をむかえ、手続きの負担感を減らすためのワンストップサービスの充実強化が必要						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・町民や職員が手続きの進行を理解、確認できるようなチェックシートの活用 ・転入転出時、混雑期の各種手続と住民窓口の手続きを分ける。 ・各種手続きの案内サイン等の工夫						
7. 到達目標 具体的に記述	・手続チェックシートの作成及び活用 ・目的別の窓口と案内サインの整備						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・チェックシートの作成・活用	→	→	→	継続実施	→	→	→
・窓口の明確化と案内サインの工夫	→	→	→	継続実施	→	→	→
・簡易的待合スペースの確保	→	→	→	完了	→	→	→
9. 期待される効果	・住民への利便性が向上する。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・各担当課間の連携が必要 ・担当職員のほか、職員全体の接遇能力の向上が必要						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進				
2. 視点別取組項目	(2) 町民目線に立ったサービスの提供				
3. 具体的取組事項	② 行政手続きの簡素化・効率化				
4. 推進所管課等	総務課・各課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・各種行政手続きに係る申請書類等の記載事項や添付書類の簡素化と押印の廃止を図る。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・実施可能な申請業務について順次実施できるよう手続きの標準化を図る。				
7. 到達目標 具体的に記述	・申請書類等で可能なものは記載事項や添付書類が簡素化され押印が廃止される。				
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請書類等簡素化の ガイドライン作成 （総務課）		→			
簡素化する書類等の抽 出、改定 （各課）		→			
簡素化した申請書類等、 押印廃止の運用開始 （各課）			環境が整えば実施 →		
9. 期待される効果	・申請書類等が簡素化され、押印が廃止されることで利便性が高まり将来のオンライン申請に向けた備えとなる。				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・申請書類等の簡素化、押印廃止は各課で取扱いに大きな差が出ないように判断基準が必要である。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進						
2. 視点別取組項目	(3) 地域との連携強化						
3. 具体的取組事項	① 地域分担制の継続と連携強化						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・町内会役員と地域分担制職員は「連携」し、会員の要望を把握する必要がある。 ・地域分担担当職員を含め、役場職員は積極的に町内会の行事等にかかわり、行政のパイプ役になる必要がある。 ・町内会の要望は、道路補修や街路灯の設置等のハード面が主体となっているが、町の施策等の情報提供を行い、ゴミの減量化・防火・防犯・防災活動等の取組、高齢者世帯を地域ぐるみで助け合う福祉活動に対する働きかけの実施が必要 ・形骸化しており、本来の役目から離れている。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・町内会で十分な協議を行った意見や要望書の提出 ・意見、要望の早期の解決、長期にわたるものについては、十分な説明で町民との信頼関係を築く。 ・住民との協働体制の確立に向けて町職員の意識変革の推進 ・町の懸案事項について「情報提供資料」を作成し、地域分担制担当職員の事前研修等の実施 ・実情に合わせた体制の見直しを検討						
7. 到達目標 具体的に記述	・行政から現状、施策の状況など情報提供を行い、住民との協働体制を確立する。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・住民との協働体制の確立							
・体制の再検討							
9. 期待される効果	・町内会の活性化が図られ、行政に対する住民の信頼が築ける。 ・情報提供を通じて行政の考え方等理解が深まる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・町内会からの要望の解決に長期間を要する場合もあり、町内会の理解を得る必要がある。						

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進						
2. 視点別取組項目	(3) 地域との連携強化						
3. 具体的取組事項	② 災害に強い町づくりの推進						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・ 自主防災組織についての理解が低く設立の機運が高まらない ・ 災害への注意喚起や防災訓練の継続的な実施 ・ 災害時（停電時）における情報提供の不足 ・ 災害時における行政組織の強化 ・ 企業や他市町村との連携強化 ・ 町民ニーズに対応した防災計画等の見直し						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 町内会に自主防災組織についての情報提供を行い、「共助」組織である自主防災組織の設立を積極的に支援する。 ・ 広報等による注意喚起、防災訓練を継続的に実施 ・ 防災無線や SNS を活用した情報提供を行う。 ・ 迅速に対応できる体制の構築と、業務継続計画（BCP）を活用した重要業務の早期復旧 ・ 協力機関と訓練等を実施し定期的に確認 ・ 避難場所・避難所等の適宜見直し						
7. 到達目標 具体的に記述	・ 自主防災組織の設立 ・ 広報等への防災情報の掲載や災害への注意喚起 ・ 総合的な防災訓練の実施						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
・ 自主防災組織の設立 ・ 防災関係情報の発信 ・ 総合的な訓練の実施				継続実施			
9. 期待される効果	・ 自主防災組織による「共助」体制の確立 ・ 注意喚起による防災意識の向上 ・ 業務継続計画（BCP）による業務復旧体制の迅速化 ・ 訓練等による災害発生時に迅速な対応が可能						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 自主防災組織はあくまで自主的に設立してもらわねばならないためその意識の醸成が必要						

